

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	中部環境事業センターほか1か所 真空式 温水ヒーター修繕	産業用機器	(株)日本サーモエナー	1,309,000	令和6年6月21日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	西部環境事業センターほか1か所 衣類乾 燥機修繕	産業用機器	日精オーバル(株)	1,194,050	令和6年6月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センターほか1か所 真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

(株) 日本サーモエナー

3 随意契約理由

本修繕は、中部環境事業センターほか1か所における真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）について点火トランス、ガスバーナ等の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、(株) 日本サーモエナーが有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センターほか1か所 衣類乾燥機修繕

2 契約の相手方

日精オーバル（株）

3 随意契約理由

本修繕は西部環境事業センター及び南部環境事業センターにおける衣類乾燥機の構成機器である主要部品が故障し、このままでは当該施設における衣類乾燥機が運転できないことから修繕を行うものである。

当該施設に設置されている衣類乾燥機は日精オーバル（株）が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、当該衣類乾燥機が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該衣類乾燥機を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。また、修繕後の当該衣類乾燥機の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3376）